

離婚給付等契約公正証書（原案）

本職は、当事者の囑託により、次の法律行為に関する陳述の趣旨を録取し、この証書を作成する。

夫 ○○ □□(以下「甲」という)と妻 ○○ △△(以下「乙」という)とは、本日、甲乙間における協議離婚に関し、以下のとおり合意し、本契約を締結した。

第1条（離婚の合意）

甲と乙は協議離婚をすることに合意し、本証書作成後、離婚届に所定の記載をして各自署名押印するものとする。

第2条（離婚の届出）

離婚届については、乙が、平成 年 月 日までに、■■区役所に届け出るものとする。

第3条（親権者の定め）

甲乙間の未成年の子○○ ☆☆(平成 年 月 日生、以下「丙」という)の親権者及び監護者を乙と定める。

第4条（養育費等）

甲は乙に対し、丙の養育費として、平成 年 月より丙が大学等(大学、短期大学、専門学校等を含む)を卒業する日の属する月である平成○○年○○月まで、毎月末日限り、各金 万円宛を、乙の指定する次の口座に振込送金する方法により支払う。

銀行名	××銀行
支店名	××支店
預金種別	普通口座
口座番号	01234567
口座名義	○○ ☆☆()

- 前項に関わらず、消費税率が上昇した場合には、甲は乙に対して、消費税率が上昇した日の属する月から、前項の金額に消費税率の上昇分を上乗せして支払う。

- 3 送金に要する費用(振込手数料等)は、甲が負担するものとする。
- 4 上記養育費は、物価の変動その他事情の変更に応じて、甲乙協議のうえ増減できるものとする。
また、丙の高校・大学進学以外の教育費、及び事故又は病気などの特別な費用については、甲乙が協議の上、別途甲が乙に対し、その必要費用を支払うものとする。
- 5 丙が大学等に進学しなかった場合や、大学医学部や薬学部などの理系学部に進学するとき、大学院に進学するとき、または進学浪人や留年などによって第1項に定めた期間以降も大学等に在籍することとなった場合には、養育費の支払い終期について、別途、甲乙間で協議して決定するものとする。
- 6 甲と乙は、相互に、転職や再婚、出産、養子縁組その他、養育費の額の算定に関して影響を及ぼす虞のある重要事項が生じた場合には、遅滞なく相手方に通知することを約束するものとし、必要に応じて、別途協議出来るものとする。

第5条 (慰謝料)

甲は乙に対し、慰謝料として、金 万円を、平成 年 月 日限り、一括にて、乙の指定する次の口座に振込送金する方法により支払う。

銀行名	××銀行
支店名	××支店
預金種別	普通口座
口座番号	01234567
口座名義	〇〇 △△()

第6条 (財産分与)

甲と乙は、財産分与につき、以下のとおり合意確認した。

(1) 金銭の分与

甲は、乙に対し、金●●●万円を、平成●●年●●月より平成●●年●●月まで、計●回にわたり、各々毎月●万円ずつ、毎月末日に限り乙の指定する以下の口座に振込送金の方法により支払う。

銀行名	××銀行
支店名	××支店
預金種別	普通口座
口座番号	01234567
口座名義	〇〇 △△()

(2) 不動産の分与

甲は乙に対し、甲所有名義の下記不動産を譲渡し、平成 年 月までに、乙のために財産分与を原因とする所有権移転登記手続をする。登記手続きにかかる費用は乙の負担とする。

[不動産の表示]

(一棟の建物の表示)

所在 ●●区●●〇丁目〇番地〇
建物の名称 〇〇マンション

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1
所在及び地番 ●●区●●〇丁目〇番
地 目 宅地
地 積 600.00平方メートル

(専有部分の建物の表示)

家屋番号 ●●〇丁目〇番〇の〇〇〇
建物の名称 〇〇〇
種 類 居宅
構 造 鉄筋コンクリート造1階建
床面積 〇階部分 70.00平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1
敷地権の種類 所有権
敷地権の割合 〇〇〇〇〇〇分の〇〇〇〇

(3) 学資保険の分与

甲は、乙に対し、丙を被保険者とする下記学資保険の契約者及び受取人名義を乙に変更することに合意し、平成〇〇年〇〇月末日までに名義変更の手続きを行うものとする。

甲は、下記保険契約が満期となる●●年●●月●●日までの間、支払を継続するものとし、解約や権利の贈与・移転・担保提供、その他、下記保険契約の一切の権利を乙及び丙以外の第三者に、移転や提供等しないことを約束する

記【学資保険の表示】

保険会社名：
商 品 名：
証 券 番 号：
被保険者名：
契 約 者 名：
受 取 人 名：

(4)家具家財その他の動産

甲は、乙に対し、前項の他、下記の物を除く一切が乙の所有物であることを認める。

記

テレビ (製、型番)
ビデオ (製、型番)
洗濯機 (製、型番)
パソコン (製、型番)

以上

第7条 (年金分割の定め)

甲(第1号改定者)と乙(第2号改定者)は、本日、厚生労働大臣に対し、対象期間に係る被保険者期間の標準報酬の改定又は決定の請求をすること及び請求すべき按分割合を0.5とする旨合意する。

第8条 (期限の利益の喪失)

甲は、乙に対し、甲について以下の各号に定める事由が生じた場合には、乙の催告を要せずとも当然に期限の利益を失い、ただちに第5条および第6条(1)に定める金銭債務のうち、既払金を除く残額を支払わなくてはならない。

- ① 第三者から差押・仮差押・仮処分または強制執行を受けたとき、もしくは競売の申立または破産手続開始・民事再生手続開始の申立がされたとき
- ② 乙に通知せずに、甲が住所を移転したとき
- ③ 第5条に定める支払を怠った時、または第6条(1)に定める分割金の返済を2回分以上怠りその額が金●●●●円に達したとき
- ④ その他本証書に定める条項に違反したとき

第9条 (通知義務)

甲と乙は、相互に、第5条及び第6条(1)に定める分割金の弁済が完済に至るまでの間、転職や職業の変更、自宅の転居や連絡先電話番号の変更などが生じた

場合には、遅滞なく相手方に変更内容を通知しなければならない。
一方が上記の申告を怠った場合において、必要やむを得ずに相手方が調査会社等に調査を依頼した場合、申告を怠った側が、調査費用等の実費を相手方に支払わなければならない。

第10条(誓約事項)

甲と乙は、相互に、婚姻期間中の夫婦間しか知りえない情報や、相手方の名誉や尊厳に関わる事項につき、第三者に口外・漏えいしないことを約束し、違反があった場合には、損害賠償請求に必要な裁判費用な弁護士費用、その他の必要な費用を、相手方に支払う。

第11条(面会交流権)

乙は甲に対し、甲が毎月1回及び年2回(夏休みと冬休み)、丙と面会交流をすることを認容する。
ただし、面会交流の日時、場所、方法等の必要な事項は、丙の福祉を害することがないように甲乙互いに配慮し協議決定する。

第12条(連帯債務・連帯保証の解消)

甲及び乙は互いの保有するローン債務について連帯債務・連帯保証となっている場合には、離婚届提出時まで当該連帯関係を解消するものとする。

第13条(専属的合意管轄条項)

甲及び乙は、本契約に伴う一切の紛争について、第一審の管轄裁判所を乙の住所地を管轄する裁判所とすることに合意した。

第14条(清算条項)

甲と乙は、離婚に伴う財産上の問題に関し、本協議書に定めるほか一切の債権債務が無いことを確認し、名目の如何を問わず、何等の請求を行わないことを相互に確認する。

第15条(強制執行認諾条項)

甲は、本証書記載の金銭債務を履行しないときは、直ちに強制執行に服する旨陳述した。

本 旨 外 要 件

住 所 東京都●●区●●町●丁目●番●号

職 業 会社員

基礎年金番号 1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0

甲 ○○ □□

昭和■年■月■日生

上は、印鑑登録証明書の提出により、人違いでないことを証明させた。

住 所 埼玉県●●市●●町●丁目●番●号

職 業 専業主婦

基礎年金番号 0 9 8 7 - 6 5 4 3 2 1

甲 ○○ △△

昭和◆年◆月◆日生

上は、印鑑登録証明書の提出により、人違いでないことを証明させた。